

2022年8月26日 第3398回例会

於： 横須賀商工会議所



<点鐘・開会> 12:30 前田 会長

<斉唱> 「我等の生業」 ソングリーダー 佐久間博一 会員

<ゲスト紹介> *認定特定非営利活動法人神奈川県被害者支援センター
専務理事/所長 永野 弘 幸 様

<ビジター紹介> *株式会社セントラルホテル 専務取締役 倉島 良孝 様

*佐倉中央ロータリークラブ 橋岡 久太郎 様

*茅ヶ崎湘南ロータリークラブ 脇 洋一郎 様

*平塚ロータリークラブ 三荒 弘道 様

*第1グループガバナー補佐
(横須賀南西ロータリークラブ) 宮本 清志 様

*横須賀北ロータリークラブ 会長 武藤 修儀 様

副会長 小菅 健史 様

*三浦ロータリークラブ 会長 奥山 浩司 様

副会長 阿部 一也 様

幹事 加藤 隆史 様

*横須賀西ロータリークラブ 幹事 桐ヶ谷 主税 様

<会長報告> *ガバナー事務所より

・2022—23年度国際ロータリー第2780地区地区大会開催のご案内について

10月16日(日) 11:30 登録受付 12:30 点鐘

14:55～ アトラクション

15:45 記念講演

18:00～19:00 大懇親会

場 所：相模原市民会館 相模原市中央区中央 3-13-15 [TEL:042-752-4710](tel:042-752-4710)

・台湾研修中止のお知らせについて

<新会員入会式> *倉島 良孝 会員

<委員長報告> *横須賀ロータリークラブゴルフ会 山田幹事より親睦ゴルフコンペ 報告

<幹事報告> *ガバナー月信 No. 13 / No. 2

*例会終了後 第1グループ会長・幹事会開催(306研修室)

<出席報告> *出席委員会 田村委員より8月26日の出席報告

会員数	出席対象者数	出席数(ZOOM出席数)	欠席数	メイクアップ数	出席率
116名	105名	77名(8名)	28名	3名	75.96%

<ニコニコ報告>

- ・橋岡久太郎様(佐倉中央RC)元RI理事 小沢様の鎌倉パークホテルにロータリーの仲間18名で愉しく泊めて頂きました。夕食時に美味しいワイン、シャンパン等を全員で沢山ごちそうになり嬉しく感激いたしました。参加者全員の小沢様への感謝と御礼を込めてニコニコいたします。
- ・脇 洋一郎様(茅ヶ崎湘南RC)本日は同期ガバナーの橋岡さんと同行して例会に出席させていただきます。よろしくお願い致します。
- ・三荒弘道様(平塚RC)地区米山奨学委員会 委員長を務めております三荒と申します。本年は奨学生王君をおあずかり頂きありがとうございます。
- ・宮本清志様(横須賀南西RC)今日はビジターとして参りました。宜しく願い致します。
- ・武藤修儀様(横須賀北RC会長)本日はお世話になります。宜しく願い致します。
- ・小菅健史様(横須賀北RC副会長)本日はお世話になります。宜しく願い致します。

- ・奥山浩司様（三浦RC会長）本日もよろしくお願ひ致します。
- ・阿部一也様（三浦RC副会長）他クラブの例会にお邪魔するのは今日が初めてです。宜しくお願ひいたします。
- ・加藤隆史様（三浦RC幹事）本日はよろしくお願ひ致します。
- ・桐ヶ谷主税様（横須賀西RC幹事）本日は例会後の会長・幹事会への参加の為、例会へ出席させていただきました。よろしくお願ひします。
- ・三 役 神奈川県被害者支援センター 専務理事永野弘幸様、本日は卓話よろしくお願ひします。
- ・児 玉、梁 井、松本 惲、福 西、杉 浦、小佐野、久保田、比 護、江 口、二 瓶、浅 葉、勝 間、齋藤 眞、小 平、猿 丸、前 川、江 沢、八 巻、小 沢 各会員
認定特定非営利活動法人 神奈川県被害者支援センター 専務理事/所長 永野弘幸様、お忙しい中横須賀RCにお越し戴き有難うございます。本日の卓話どうぞ宜しくお願ひします。
- ・三 役 本日のビジターの皆様、本日の例会をお楽しみください。
- ・小 沢 会員 橋岡パストガバナー、脇パストガバナー横須賀ロータリークラブへようこそ。
- ・小佐野 会員 国際ロータリー第2790地区パストガバナー/佐倉中央ロータリークラブ 橋岡久太郎様ようこそお越しくださいました。
- ・加藤 侑、八 木、濱 田、小山 颯、田 邊、齋藤 眞、畑、岡田 侑、小山 侑、佐久間、飯 塚、平 松、北 村、福 西、藤 村、鈴木 侑 各会員
国際ロータリー第2790地区橋岡パストガバナー、当地区脇パストガバナー始め本日10名のビジターの皆様にお越しいただきました。ようこそ横須賀RCにお越しいただきました。本日の例会をお楽しみ下さい。
- ・畑 会員 誕生月祝いとして
- ・曾 我、立 石 両会員 入会月祝いとして
- ・三 役 セントラルホテル専務取締役 倉島良孝会員、これからのロータリーライフをお楽しみください。
- ・加藤 侑、石 田、小林 (-)、福 西、立 石、田 中、北 村、濱 田、久保田、田 村、小山 颯、鈴木 豊、勝 間、齋藤 眞、鈴木 侑、中村 侑、木 村、野 坂、上 林、前 川、渡 邊 各会員
(株) セントラルホテル 専務取締役 倉島良孝会員、ご入会おめでとうございませう。ロータリーライフを楽しみましょう。
- ・1番テーブル岩崎サブマスター 8月12日、多くの方にご参加頂き楽しく終わる事が出来ました。小沢会員チーズケーキありがとうございました。
- ・小林 (-)、北 村、田 邊、児 玉、兼 城 各会員 8月12日に甲羅本店において1番テーブルミーティングが開催されました。小沢会員、おいしい食事をご提供いただきありがとうございました。また、お土産のチーズケーキもありがとうございました。
- ・越川ゴルフ会会長 8月10日酷暑の中、湘南シーサイドゴルフに参加された皆様お疲れ様でした。全員倒れる事なく無事に終了しました。景品を提供された皆様ありがとうございました。
- ・三 浦 会員 本日の5番テーブルミーティング、残念ながら欠席いたします！楽しんできてね

<卓 話> 【 民間被害者支援団体における「犯罪被害者支援」の重要性、必然性について 】

認定特定非営利活動法人神奈川県被害者支援センター
専務理事/所長 永 野 弘 幸 様

皆様、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました神奈川被害者支援センターの永野でございます。横須賀ロータリークラブの皆様には、日頃より、神奈川被害者支援センターの運営に多大なるご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。また、公私ともにお忙しい皆様に貴重なお時間をいただきまして、被害者支援について、お話をさせていただく時間を設けていただきましたことに深く感謝申し上げます。それでは、私からは、民間の被害者支援団体としての被害者支援活動の重要性、必要性等について、被害者の置かれている立場からお話をさせていただきたいと考えております。



1. 神奈川被害者支援センターについて

○平成13年5月11日、官民一体の被害者支援活動を目的に全国20番目の民間被害者支援団体として

活動を開始。

○平成14年10月7日、NPO法人格を取得。

○平成20年3月26日、神奈川県公安委員会より犯罪被害者等給付金支給法に定める県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」に指定。

○平成21年6月1日、唯一の民間団体として県、警察とともに県内被害者支援活動の中核組織である「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を構成し、以後被害者支援実績を蓄積するとともに、その専門性の向上を図る

当センターは、平成20年3月26日、神奈川県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行う事ができる営利を目的としない法人として犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づいて「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された。被害にあわれた直後の被害者やご家族・ご遺族の多くは、事件事故等のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出る等、多くの痛手を抱えることがあります。その上刑事手続きや関係機関等で被害状況を繰り返し説明することは大きな負担となります。このような方々が支援を必要とされ、警察から情報提供を受け、必要な支援を開始します。支援業務に従事する役職員すべての者は、守秘義務が課せられております。

2. 犯罪被害者支援の社会的意義

(1) 社会制度の一つとしての犯罪被害者支援

多大な困難に直面しながら必要な支援を受けられずにいる犯罪被害者等のために、社会的支援事業の推進を図る。(社会インフラの整備)

(2) 市民としての被害者への連帯

孤立しがちな犯罪被害者に市民として連帯の意思表示をし、民間支援団体が中心となって社会正義と安全な社会の実現に取り組む社会運動である。(社会ネットワークの構築「安心して暮らせる地域社会の実現」)

(3) 社会改革への寄与

被害者支援活動を通じて、行政や司法・法務の在り方に生じた歪みを指摘し、その改革の実現を図る。(社会正義の実現)

3. 神奈川被害者支援センターの役割

当センターは、犯罪被害者等の個々の事情に応じた柔軟で、きめ細かな支援を主に行っている民間の団体であります。犯罪被害者等のニーズは、多様です。多様な犯罪被害者等のニーズに対応するためには、あまねく1人でも多くの被害者の声を聞き、その声を聞き続けることが必要であります。それを誰かがやらなければならない。それをできるのは、行政ではありません。それをできるのは、信頼のおける民間の被害者支援団体であると考えております。私たちは、被害者の声なき声を聞き、声を上げようとしても声にならない被害者の無念に寄り添い声を上げることができない被害者に、声を上げることができるようになるまで末永く支援の手を差し伸べ、少しでも明日への希望が持てるようお手伝いをするを使命として日々、犯罪被害者等と接しております。私は、犯罪被害者支援は、社会インフラだと捉えております。犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな充実した支援が必要であり、県を始め市町村、県民、そして被害者の周囲の人達が相互に連携し、協力し、取り組みの一層の強化を図り、まさしく途切れのない支援を行う必要があります。そこで、民間被害者支援団体がやるべきことは、途切れのない支援にさらに漏れの無い支援を行うことでもあります。中長期的かつ一元的な相談・支援体制を構築するためには、民間被害者支援団体の安定的な活動しかないと考えられます。そのためには、民間の被害者支援団体の財政的基盤を安定させることが重要であると思っております。

4. 「加害者」と「被害者」

(1) 「加害者」と「被害者」の境遇の違い

- ・加害者は、他人に害を加えた者、被害者は、加害者によって害を被った者
- ・被害者と加害者は、同等であるべきである。被害者は不平等な扱いを受けている
- ・加害者の人権は、法によって手厚く守られている

憲法第31条の法定手続きの保障から始まり、第40条の刑事補償に至るまで至れり尽くせりの記載である。特に第37条は「刑事被告人の権利」となっている。憲法に「被害者の権利」という条文があるか、当然ありません。憲法第13条「個人の尊厳の尊重」、憲法第25条の「生存権」の侵害で読み込めるかも知れません。憲法の改正を行うなら、「被害者の権利」も入れるべきである。

- ・過去、現在と何十年にわたり、捜査活動においても、公判においても、加害者（被疑者、被告人）の人権は、最大限に尊重されている。反対に、被害者の人権が叫ばれてきたのは、20年も経っていない。
- ・加害者には、警察に逮捕された段階から弁護士をつけてもらえるが、被害者には被害段階では一切弁護士はつかない。
- ・刑務所や少年院で規則正しい生活を送ることができる。三食をきちんととることができ、また冷暖房完備の居室で快適な生活を享受でき、新たな日常生活を何の苦勞もなく送ることができている。だから、出所すると、世間の風が冷たく感じるのではないか。
- ・加害者には、国が用意をした更生保護のプログラムで、生活再建をなし得るが、被害者は、経済的に困窮してしまう。
- ・加害者には、時効があるが、被害者には時効がない。

(2) 犯罪被害者の声（犯罪被害者の置かれている現実）

①「まさか、自分(の家族)が犯罪に巻き込まれるなんて」

犯罪被害に遭った時、殆どの方が最初に思うことである。犯罪被害に対し、他人事として捉えている被害者の方が多いということでもあります。被害者は、ある日突然、非常事態に陥り、心身共に極限状態にあるので、今までできたことができなくなったり、判断力や行動力も損なわれます。そして、今まで経験したことのないようなことも次々に降りかかってくるので、絶対に救いの手が必要である。

②突然、息子を奪われて

ひきこもり、自殺願望のある元交際相手の女性に、道連れにしようとして当時25歳の息子を刺殺された遺族の方の声

被害者にとって、裁判が終結ではありません。これから先も一生この苦しみと向き合って生きていかなければならない。遺族ばかりでなく、生存している被害者も被害回復のためには支援センターのような苦しみを話せる場所がある、話を聞いてくれる人がいるということで前向きに生きていくことができるようになります。このような温かい人間関係が被害回復には一番必要なことだと感じております。

自分がこのような事件に巻き込まれるまで、被害者は国や周りの人から守られているものと思っていましたが、国も司法も生きている加害者の人権は守っても、被害者等の見た目に解らない精神的な苦しみに目を向けることも無く、時間が経てば自然に回復するものだと思われてきたのではないかと思われる。精神的な立ち直り無くして、元の生活に近い生活に戻ることはできない。被害者が一日でも早く立ち直って生活出来るためには、身近なところに安心して相談できる場所、被害者に理解ある人材の育成が必要であると思う。そのためには、被害者支援に対する国の援助が必要であると感じている。

③今までの平穏な生活を返してくれ。

犯罪被害者の家族は、犯人が処罰されようが、死刑になり処刑されようが、それで終了ではなく、一生生涯背負い続けていかなければならない。加害者には、時効があるが、被害者には時効など存在しない。また、経済的負担も大きい。事件をきっかけに仕事を変えたり、引っ越ししたりしなければならなくなる。誰に請求するのか。たとえ、裁判に勝っても、支払い能力が無ければ、いつまで経っても払ってもらえない。自分で負担するしかない。なぜ、犯罪被害者がここまで追い詰められなければならないのか、今までの平穏な生活を返してくれ。

④娘さんを殺された父親の言葉

判決後、加害者は一度も私たちに謝罪をしていない。「何とか反省させてやりたい」犯人に対する復讐ばかりを考えていました。人間としての感情を取り戻し、反省し、苦しんで、苦しんで、死んでいてほしいと思っていた。しかし、ある時に友人から「娘さんはお父さんに復讐を願っているのか」「喜んでくれるのか」と言われて、我に返った。娘を失ってから、親としての責任を果たせなかったと反省ばかりしていました。欲しい物もやりたいことも無くなりました。今、唯一欲しいのは、天国にいる娘に認められたいということです。天国で娘に会った時に、「お父さんよく頑張ったね」との一言だけ欲しい。そのことだけのために頑張りたい。

犯罪被害者支援の必要な事例

○電話相談

息子が運転する車に同乗していてスクランブル交差点で停車していたところ、突然、見知らぬ女性が徒歩で車にぶつかってきて、「はねられた」と大声で叫び、さらに他の車にも同じようにぶつかっていった。被害を受けた車の運転手が集まって対応を話し合おうとしていたら、突然、その女性が相談者につかみかかり、髪の毛をつかまれ道路にたたきつけられた。その女性は逮捕されたが、精神疾患があり措置入院。当然、不起訴となった。相談者、首と肩を負傷し、全治3週間以上の診断。この怪我でパートの仕事を休まざるを得なかったため、収入がなくなった。社会保険に加入していないので、傷病手当も出ない。法テラスを通じて弁護士を依頼したが、不起訴になったことから、結了。1ヶ月分の収入も失い、医療費もかかり、経済的に苦しい。どうにかしてほしい。この相談者の方は、「ネットでいろいろ調べても、加害者を守る制度はたくさんでてくるのに、被害者に関しては何もない。弁護士だって加害者には、国が付けるのに、被害者は自分で動かなければならない。見舞金も出るところもあるが、一ヶ月以上の怪我などの条件がある。」とっていました。

5. 今後のセンターの取組

(1) 被害者支援の充実

- ・漏れのない被害者支援の充実（誰でも、いつでも受けることができる支援）

早期被害者支援に加えた、民間被害者支援団体の特性を活かした中長期にわたる途切れのない支援の実現と見過ごされている被害者を出さないための漏れのない被害者支援の充実

- ・痴漢、盗撮被害者支援キャンペーンの実施（被害者の身になって）
支援対象犯罪である「強制わいせつ」と同等の身体的、精神的被害が認められながら、支援対象から除外される「痴漢」「盗撮」等被害者への支援拡充と被害者を出さないための支援活動の充実

(2) 広報・啓発事業賛助・支援拡大

- ・地域、経済団体（商工会議所、ロータリークラブ等）への積極的な働きかけ
社会インフラとしての被害者支援事業と神奈川被害者支援センターの認知度向上
- ・日本赤十字社、鉄道各社との連携広報(被害者目線の広報)
痴漢、盗撮等具体的犯罪被害防止キャンペーン（被害者の身になって）の実施と早期支援の認知度向上による抑止効果の浸透
- ・市町村における「犯罪被害者支援条例」の制定に向けた働きかけ
漏れのない被害者支援の拡充と神奈川被害者支援センターの財政健全化を目的とした市町村に対する公的助成の申請

6. おわりに

本日、ここにお伺いしたのは、地域貢献そして社会貢献事業として皆様には当センターに対するご支援、ご協力を賜りたいということであります。是非ともよろしく願い申し上げます。

結びに、本日ご出席の皆様のご健勝と横須賀ロータリークラブ様の益々のご発展をご祈念申しあげ結びと致します。本日は、ご静聴ありがとうございました。

<閉会・点鐘> 13:30 前田 会長

週報担当 浅葉 孝己